(令和4年6月1日作成)

法 令 名	職業能力開発促進法	
根 拠 条 項	第 27 条の 2 第 2 項	
許認可等	指導員訓練の認定	
の種類		
法令の定め	・職業能力開発促進法 第27条の2第2項 ・職業能力開発促進法施行規則 第36条の4、第36条の5、第36 条の7	条の6及び第36
審査基準	「未設定」口 申請実績がない又は将来的に見込みのないもの	
標準処理期間	総期間 日・月(	)
	経由機関 日・月(	)
	協議機関 日・月(	)
	処分機関 日・月(	)
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課( 電話番号:	)
申 請 先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.ht	ml )